

札幌市立伏古北小学校

いじめ防止基本方針

令和7年（2025）4月 改定版



札幌市立伏古北小学校 いじめ防止基本方針

■いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋】

■いじめとは何か（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

1 子どもの実態把握に努める

1) 教職員の目配りによる気づき

子どもと同じ目線で考える場を共有し、個々の言動から思いを推し量る感性を高めるよう働きかけます。

2) 実態把握の方法

日常の実態把握の他、市教委「悩みやいじめに関するアンケート調査」の活用に努めます。

2 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

1) 自尊感情を高める学習活動

他者と関わる機会を工夫と違いを認め合う仲間づくりから自尊感情を高めます。

2) 教職員の協働体制を構築

子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、学校全体で、組織としての協働体制を構築し、問題解決にあたります。

3 命や人権を尊重することができる豊かな心の育成

1) 命を大切にする指導の充実

「子ども理解に関わる校内研修」、「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定・実施します。

2) 人権教育の充実

子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権擁護の考え方を養います。

3) 道徳教育の充実

授業で心のゆれを追体験させ、人間の気高さ・心遣い・優しさに触れ自分を省みる機会をつくりまします。

4 保護者や地域の人々への働きかけ

- 1) 懇談会等での説明と共に、学校・学年だより等による情報の発信を通して、共通理解を深め努力と、必要に応じ支援要請をお願いします。



1 教職員の積極的な関わり

1) 子どもの目線と立場から

常に子どもの言動に気を配り、言葉を受け止め、立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にします。

2) 子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子に対して、その言動や表情から心を感じ取る感性を高めます。



2 いじめが見えにくい理由

1) 最も見えにくいネット上のいじめについては、ご家庭と連携をして情報収集を行います。

2) いじめは大人の見えないところで行われていることが多くあります。

【無視・メール・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で…】

3) いじめられている本人からの訴えは少なといえます。

【心配かけたくない、仕返しが怖い、等の心理が働いている。】

3 早期発見のための手立て

1) 日常の観察

休み時間、給食、清掃時間等、日常の看護体制の整備を図ります。

2) 子どもの人間関係の把握

学年・学級内の人間関係を把握し、気になる言動は、適切に指導します。

3) アンケート調査の実施

札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」等を活用すると共に、実態把握に努めます。

4) 対処手順の明確化

- ・札幌市のいじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にします。

- ・アンケート調査、個人懇談等により、訴えがあった場合、アセスメントシートを活用して事実関係を確実に把握し、いじめ防止対策委員会で判断、組織的な対応を行います。

5) いじめのサインチェックシート・いじめのアセスメントシートの活用

- ・いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行います。

- ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用していきます。

4 相談しやすい環境づくりに努める

1) 本人からの訴え

学校は、全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障すると共に、その姿勢について日頃から伝えていきます。

2) 周りの子どもからの訴え

新たな発生を防ぐために、秘密厳守の立場から、場所・時間等に考慮した聞き取りを行います。

3) 保護者からの訴え

保護者からの連絡に柔軟に対応できるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。

5 インターネット上のいじめへの対応

1) 最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努めます。

2) 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから家庭と学校が連携して指導にあたることが重要です。学級懇談会等で以下のようなことを保護者に伝えていきます。

①パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。

②ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。

③他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること

3) インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

①発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。

②匿名であっても、書き込みをした人は特定できること。

③インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があること。

④一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

⑤違法情報や有害情報が含まれていること。

4) 家庭や地域の協力・参画の推進

・保護者が発見する可能性が高いため、懇談等で、異変に気付いたらすぐに学校へ連絡・相談するようお伝えします。

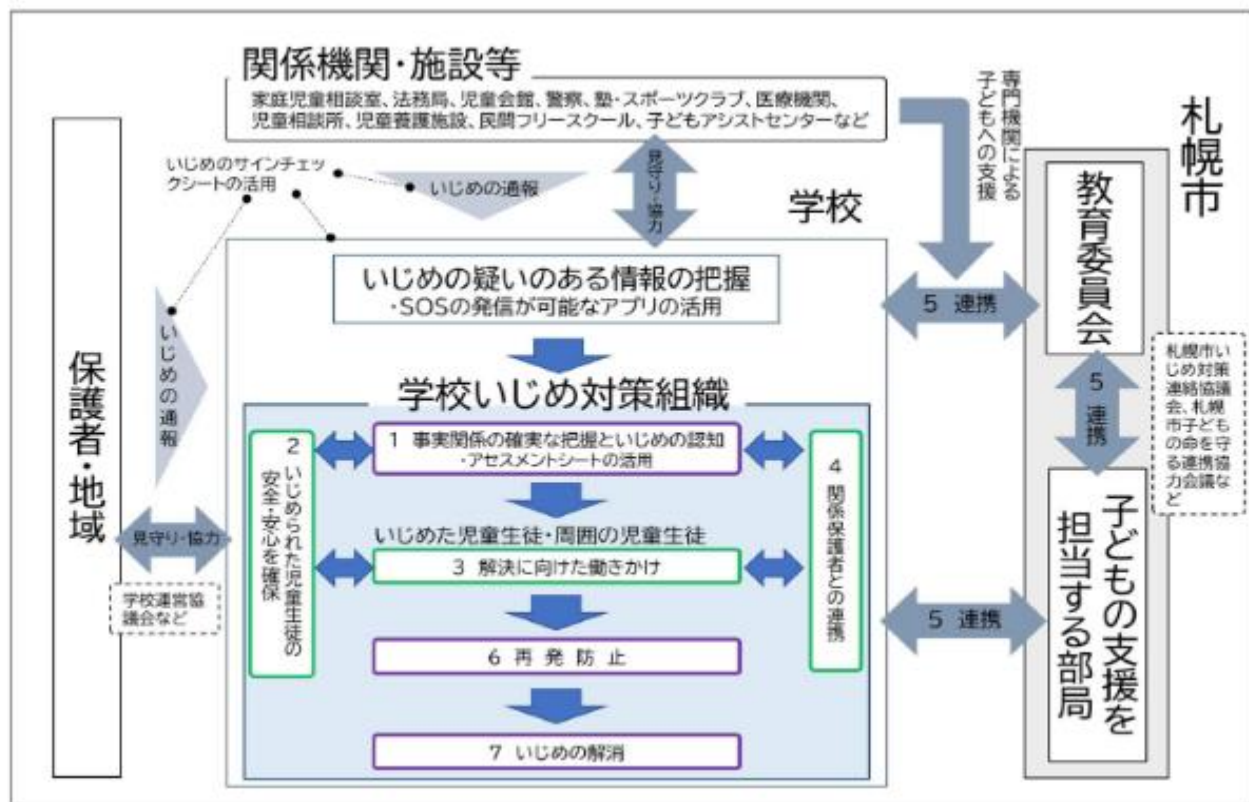
・被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談する一方、書き込み等の削除を迅速に行います。

・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じて系統的な指導を行います。

■ いじめへの対応

1 いじめ等問題が起こった場合の組織的対応の流れ

- 1) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応していきます。
- 2) 学校として、以下に沿って対応を進めます。



2 緊急時の対応について

- 1) 緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告します。
- 2) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たります。



3 重大事態発生時の対応について

1) 学校から速やかに教育委員会に、重大事態の発生を報告します。

重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースなどが想定される。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

2) 児童や保護者から重大事態に係る申し立てがあった場合も、これに準じて対応します。

3) 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合があります。

4 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために

認知及び解消については担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断します。

2) いじめの解消に向けて

国の方針で定められているいじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等と通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認します。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。

3) いじめの解消の判断

事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行います。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者にたいする心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日)】

4) いじめに関する情報の共有

複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ＩＣＴも活用し、いじめ防止対策委員会において集約する共有を図ります。また、アンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにします。

5 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

1) いじめに関する個別対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報について

児童の進級・進学・転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげます。

2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙

小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間（３年間）管理します。

■ いじめの防止等の対策のための組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

1) いじめ防止対策推進法第22条により学校に常設の組織を設置することが法に規定されています。

2) 組織構成

校長、教頭、教務主任、保健主事、担任外、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員

(必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。)

※組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は校長の監督の下で行う。

※いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その際は定例会議において再度確認する。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求めることとする。

※校長が不在時は、教頭が対応する。校長不在時の会議の内容や対応については、校長に報告し、決済を得る。

2 いじめ防止対策委員会の会議について

1) いじめ防止対策委員会の会議開催予定は、「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月に1回開催します。

2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認します。

3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会を必ず開催します。

4) 会議録を作成し、校長の決裁を得ます。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録します。

5) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施します。いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行います。

3 教育相談体制の整備

1) 教職員が「ゲートキーパー」としての役割を担っているという、個々の認識を深めます。また、保護者や地域・関係機関と連携し、迅速・適切な対処に努めます。

2) スクールカウンセラーの活用

子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる教育相談体制を構築します。

3) スクールソーシャルワーカーの活用

いじめの背景として、家庭や友人関係等、子どもの環境に複雑な問題がある場合などには、その解決に向けて、スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼します。

4 「いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価について

1) 児童や保護者、地域への周知

- ・学校便り、HP、学校教育説明会等で、「いじめ防止基本方針」を説明します。

2) 点検・評価

- ・教職員の構成や児童の実態は毎年変化するので、策定した基本方針はPDCAサイクルに基づいて、客観的に検証します。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめ防止の等の取組を位置付け、目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげていきます。

5 いじめ防止 年間計画

		未然防止の取組	早期発見の取組	定例会 (予定)	保護者・地域との 連携
見 は け よう	4月	いじめ防止基本方針内容の確認	身体測定(2計測) 個人懇談	22日(火)	学校教育説明会 個人懇談
	5月	子ども支援委員会 全体会		28日(水)	
	6月		児童アンケート	19日(木)	
と く も う	7月			24日(木)	
	8月	子ども理解に関わる校内研修		28日(木)	
	9月	子どもの命の大切さを見つめ直す月間		24日(水)	土曜参観
し ら せ よう	10月	子ども支援委員会 全体会	個人懇談	30日(木)	個人懇談
	11月		悩みやいじめに関するアンケート(児童面談)	25日(火)	
	12月		児童アンケート	18日(木)	参観懇談 保護者アンケート
た し か め よう	1月			27日(火)	
	2月			19日(木)	参観懇談
	3月	子ども支援委員会 全体会		12日(木)	
		情報モラルの指導 道徳教育の充実	SCによる教育相談 健康観察の実施		

あれ？もしかして、いじめかも…



校区の学校へご相談を！

子どもから言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中にいつもとは違った表情や態度、行動などが現れます。たくさんの目で見守ることで、子どもの小さな変化にいち早く気づき、不安や悩みを取り除くことができるよう、ご協力をお願いします。

本人の様子

- ☐ 元気がなく落ち込んでいる
- ☐ 視線を合わせず、おどおどしている
- ☐ 表情が暗く、硬い
- ☐ 沈み込んだり泣いたり情緒不安定である
- ☐ 登校を嫌がるそぶりが見られる
- ☐ 傷やあざ、鼻血を出した跡がある
- ☐ 大人に何かを訴えたような態度をとる
- ☐ 服が汚れたり破れたりしている

地域で

友達と関わる様子

- ☐ 仲間に入れず一人でぼつんとしている
- ☐ 他の子どもに冷やかされたり、悪口を言われたりする様子が見られる
- ☐ 他の子どもに指示されたり、威嚇されたりする様子が見られる
- ☐ おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況が見られる
- ☐ 集団対一人の構図が見られる

家庭で

- ☐ 朝腹痛や頭痛を訴え登校を渋る
- ☐ 必要以上のお金を欲しがる
- ☐ 食欲がなくなる
- ☐ 寝付きが悪くなったり、寝不足が続いたりする
- ☐ 自分の部屋に閉じこもり、遊びに行かなくなる
- ☐ 学校や友達のことを話たがらない
- ☐ 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする
- ☐ 突然連絡が来て外出する

札幌市教育委員会